

# 西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21  
〒861-2102 TEL(096)214-7101  
FAX(096)214-7102

## ヒントヒント

**3倍思考** オイラックス・ラ・大地の高島  
社長は、市場は、奪い合うのではなく、各社のアイデアで市場を広げる。それぞれの企業の強みを生かす必要があるといいます。ファーストリテイリングの柳井正会長兼社長の「3倍で考えることが重要」という話を意識しています。「例えば売上高が1億円であれば、どうすれば3億円になるかという策を練る。これが2倍だと、少し頑張ったり、たまたま運がよかつたりすると達成できてしまう。5倍だと絵にかいだ餅になる可能性が高い。3倍は挑戦的なことを2~3個、全力で取り組めば達成できます」。また、トップは最高問題解決責任者ではないので、問題を素早く解ける人に渡す。(日本経済新聞)

## 税務 ミニガイド

4月から消費税額の総額表示が義務となりましたが、専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合は、総額表示の対象外です。例えば、建設機械の展示販売や事業用資産のメンテナンスなど、およそ事業の用にしか供されないような資産、役務の取引であることが客観的に明らかな場合が該当します。



## ヒントヒント



## 押印廃止に伴う相続税申告

### □押印廃止

国税に関する法令に基づき、税務署長等に提出する申告書等の税務関係書類については、令和3年度税制改正によって、令和3年4月1日以降は、次に掲げるものを除いて、提出者等の押印が不要とされました。

- ① 担保提供関係書類および物納手続関係書類のうち、納税保証書や抵当権設定登記承諾書など実印の押印および印鑑証明書の添付が必要とされている書類
- ② 相続税および贈与税の特例における添付書類のうち実印の押印および印鑑証明書の添付が必要とされている財産の分割の協議に関する書類

### □申告書様式の取り扱い

申告書等の様式については、税務署配布分ホームページ掲載分とも順次、押印欄のない様式に変更、更新されていきますが、押印欄のある様式についても、引き続き使用することができます。その場合であっても、押印欄への押印は不要です。

また、押印が不要である税務書類について、任意で押印しても差し支えありませんが、押印の有無によって効力に影響は生じません。

### □従来の相続税申告書

相続税の申告書については、2人以上の相続人等が共同して提出する場合に一の申告書に連署して提出することとされています。

従来は申告書を提出する相続人等の押印が必要でしたので、押印の有無によって共同して提出する人であるかどうか、判別することが可能でした。

### □押印廃止後の相続税申告書記載方法 i

2人以上の相続人等がいる場合には、申告書提出意思の有無を明らかにするため、申告書第1表および第1表（続）には、共同して提出する相続人等のみを記載して提出することになります。

## 話のタネ

○招き猫。右手をあげている猫はお金招く、左手をあげている猫は人を招くという縁起物。由来は諸説あります。東京世田谷の豪徳寺の猫は鷹狩中の彦根藩主井伊直孝を落雷から救った。新宿の自性院の猫は劣勢だった太田道灌に勢いを与えた。浅草の今戸の猫は貧しい老婆に猫を人形にしたら福德が授かると教えた。「来る福」の語呂合わせから9月29日は「招き猫の日」。



その場合、合計欄には共同して提出しない相続人等も含めた合計額を記載します。

### □押印廃止後の相続税申告書記載方法 ii

申告書第1表に全ての相続人等の氏名や金額を記載する場合には、第1表に記載した共同して申告書を提出しない相続人等の氏名および金額欄を斜線で抹消するなどして、共同申告しない相続人等であることを明示することになります。

### □共同して申告書を提出しない相続人等

共同して申告書を提出しない相続人等については、別途申告書を作成して提出する必要があります。

その場合、合計欄にはすべての相続人等の合計額を記載します。

### □e-Taxによる代理送信

e-Taxによる相続税の申告について、複数の相続人等の申告を税理士、税理士法人がまとめて代理送信する場合には、申告書第1表、第1表（続）に利用者識別番号の入力のある相続人等のデータが有効なものとして受け付けられることになります。

したがって、上記のように共同して申告書を提出するか否かの明示を行う必要はありません。

## 適格請求書発行事業者の登録申請 —免税事業者を考える—

令和5年10月1日に「適格請求書等保存方式」としてインボイス制度は導入されることとなっています。この制度の基礎としての「適格請求書発行事業者登録制度」をめぐる知識をまとめてみたいと思います。

**1.令和3年10月1日とは** インボイス制度において、適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者（以下、適格事業者）」に限定されます。さらにこの制度の開始時からただちに「適格事業者」になるためには、原則として、令和3年10月1日から5年3月31日までに所轄税務署に登録申請書の提出が必要となります。もうすぐです。

**2.免税事業者の対応** この制度では、登録事業者が発行したインボイスでないと仕入税額控除が認められることになっており、例えば、登

録事業者でない売手の場合、取引先の買手は仕入税額控除ができないこととなります。この為、インボイスを発行できない免税事業者との取引が避けられる可能性が大きいこととなります。

**3.登録申請すべきか** 免税事業者は、取引からはじき出されないように「適格事業者」になるために課税事業者となるかどうか早急に検討が求められるところです。

**4.経過措置** 免税事業者からの仕入税額相当額の一定割合が控除できる経過措置は次のとおり設定されています。

①5年10月1日から8年9月30日までは、仕入税額の80%

②8年10月1日から11年9月30日までは同50%

**5.まとめ** 原則として「適格事業者」から交付を受けた「適格事業者」「適格請求書」又は「適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録」（これらの電磁的記録を「電子インボイス」といいます）の保存を、仕入税額控除の要件とする、この制度と向き合わなければなりません。

### ナマの税務相談室

**Q** 現在コロナ禍の折、  
地方に住んでいる相  
続人等住所がそれぞれ離  
れている環境で一同に会する  
事が困難な状況に遭遇して  
います。

そのため相続税の申告期限までに遺産分割が  
行われていない場合つまり相続人間で話が纏ま  
っていない場合、配偶者に対する相続税額の軽  
減等の特例措置を受ける方法があると聞いてい  
ますが、ご教示ください。

**A** いわゆる遺産の未分割状態のケースです  
がその場合に「申告期限後3年以内の分  
割見込み書」を提出することが必要要件です。  
その分割されていない財産が3年以内に分割さ  
れた場合にはその分割された財産には特例措置  
を受けることが出来ます。

また当該期間が経過するまでの間に当該財産  
が分割されなかつたことにつき、当該相続又は  
遺贈に關し訴えの提起がされたこと等止むを得

### 配偶者の税額軽減

ない事情がある場合において施行規則1条の6に定め  
るところにより納税地の所  
轄税務署長の承認をうけた  
ときは当該財産の分割がで  
きることになった日として政令4条で定める日  
の翌日から4月以内に分割された場合にも軽減  
措置の適用が受けられます。

そのほか相続又は遺贈に係る申告期限の翌日  
から3年を経過する日までに分割されなかつた  
こと等に税務署長が止むを得ない事情があると  
認められたときはその事情が消滅の日等ケース  
バイケースがあることを認識下さい。

なお、相続税法19条の2第1項の規定は相続  
税の期限後申告書及びこれらの中告書に係る修  
正申告書又は国税通則法23条第3項に規定する  
更正の請求書に、第1項の規定の適用を受ける  
旨及び同項各号に掲げる金額の計算に関する明  
細書等の書類を添付した場合には同項の規定の  
適用を受けることが出来ます。

### ナマの税務相談室

## 電子帳簿保存法の改正 による元帳印刷の不要化

**青**色申告者は、資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従い、整然と、かつ、明瞭に記録した帳簿（仕訳帳や総勘定元帳など）を備え保存しておくべきこととされています。

**し**かし、最近では、税務調査に於いては、用意しておく帳簿として総勘定元帳3年分とか5年分とかの依頼を受けてから、印刷を行うという事も多いと聞き及びます。申告後の関与先への申告書や総勘定元帳の提供も、書類化する事をせずにPDF化したものをDVDに保存する形式での提供としている税理士事務所も多いようです。

**こ**ういう事実は、本来的に帳簿備え付けの法規の規定からは疑問のあるところですが、これらについて調査現場で、杓子定規に批判するようなヤリトリがなされる事は無さそうです。むしろ、青色申告要件帳簿の法規が手書き帳簿時代のもので著しく時代遅れになっている事を誰もが了解し合っているからだと思います。

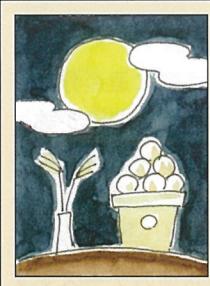
**日**本社会のデジタル化の遅れの解消のため、今年の税制改正で、電子帳簿保存法とその施行規則が改正され、帳簿電子化への事前承認という制度の廃止、帳簿電子化採用への抑制的とも言える過度なシステム整備等への要求の大幅な緩和がなされました。

**事**前承認ではなくなったので、この改正規定の施行される令和4年1月1日以降に於いては、電子帳簿制度を採用するか否かは、納税者が任意に決めるところとなります。また、事後修正不可などの旧来型のシステム要件を備えたものには優良待遇の制度を設けてはいますが、通常の市販の会計ソフトを利用する場合や、会計事務所に入力を依頼している場合などにも対応しようとしての改正なので、導入をためらうようなハードルはほとんどありません。

**調**査現場に、システムと会計データの入っているノートパソコンとそのシステムのマニュアルを用意すれば帳簿書類の印刷物を用意しなくて済みそうです。システムと会計データも、市販ソフトとのものではなく、PDFデータにしたものでも要件充足しそうです。

汝の敵について  
誇りを感じなければならぬ。  
軽蔑すべき者を敵として選ぶな。

お月見は、美しい月を見ゆるだけなく収穫に感謝して収穫物をお供えする平安時代から続く風習です。  
「雲ありて月の歩みのよく見ゆる 淡路女」  
中秋の名月。雲で月が見えれば「無月」、雨が降れば「雨月」と呼び、月が見えないながらも、なんとなくほの明るく月を感じます。  
防災の日。常日頃から災害に備えて万全の対策を。  
白露7日、秋分23日。



### 9月の税務メモ

#### (国 税)

- 8月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 7月決算法人の確定申告
- 4年1月決算法人の中間（予定）申告

#### (地方税)

- |     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 10日 | ○8月分個人住民税特別徴収分の納付                  |
| 30日 | ○7月決算法人の確定申告<br>○4年1月決算法人の中間（予定）申告 |

（二一チエ）

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。